

新エターナル <第29号>

ISO マネジメントシステム規格の共通化が ISO14001 改訂版に与える影響

1. はじめに

これまで、(図表 1) (注: 開発中の規格も含む) に示すように ISO9001 (品質マネジメントシステム) や ISO14001 (環境マネジメントシステム) をはじめとして、様々な ISO マネジメントシステム規格 (以下、ISO MSS) が発行されてきました。これと並行して、様々な ISO MSS の共通化を図るための議論が 2006 年からスタートしており、ISO/TMB (技術管理評議会) の TAG13-JTCG (合同技術調整グループ) で、ISO MSS の次の共通要素が開発され、(図表 2) に示す概要が 2012 年 2 月に TMB で承認されました。

(図表 2) ISO MSS の共通要素¹

- ① 上位構造 (High Level Structure、規格の章立てに相当) の共通化
- ② 中核となる要求事項 (テキスト) の共通化
- ③ 中核となる用語及び定義の共通化

この文書は、ISO メンバー国への投票の際に付けられたタイトルである「ISO Guide83」として規格関係者の間で広く知られることになりましたが、現在は「MSS の正当性及び作成に関する指針」として ISO/IEC (国際電気標準会議) 専門業務用指針 (ISO 関係者のための業務ルール)¹の中に取り込まれました。

最終承認された ISO MSS 共通テキストの章構成は、(図表 3) の通りですが、既にこの ISO MSS の共通要素を採用している ISO MSS として、ISO39001 (道路交通安全マネジメントシステム)、ISO22301 (事業継続マネジメントシステム) などがあります。ISO9001 や ISO14001 も、今回の改訂においては (図表 3) の章構成が (図表 4) のように適用され、各種の ISO MSS の構造が統一されるので、特に複数の ISO MSS の認証を取得している組織は、ISO MSS を従来に比べて容易に統合でき、結果として MSS の運営負担が軽減され、マネジメント・ツールとしてより活用されることが期待されます。

ISO14001 は現在改訂作業中で 2015 年 1 月に発行予定ですが、本稿では ISO MSS の共通化により、次世代の ISO14001 がどのように変化し、規格ユーザーにどのような影響を与えるのかについて考察します。もちろん ISO14001 改訂版の検討作業はこれから本格化するため、本稿での考察は一部想定や見込みも含まれますが、ISO MSS の共通要素は既に確定しているため一定の考察は可能であると考えます。なお本稿は ISO14001 改訂版に焦点を当てて考察いたしますが、ISO MSS の共通要素は、前述の通り他の ISO MSS にも同様の影響を及ぼすため、ISO14001 以外の ISO MSS の将来像を予想する際に、本稿が少しでも参考になれば幸甚です。

¹ http://www.jsa.or.jp/itm/pdf/shiryo/directives_supplement_3rd.pdf

(図表1) JTCG 構成メンバーと主な関連規格²

ISO MSS 作成 TC (専門委員会) /PC (プロジェクト委員会) /SC (分科委員会)	管轄する主な規格 (開発中の規格を含む)
ISO/TC34 (食品安全マネジメントシステム)	ISO22000
ISO/TC46 (情報及びドキュメンテーション)	
ISO/TC46/SC11 (記録管理)	ISO30301、ISO30300
ISO/TC176 (品質管理及び品質保証)	
ISO/TC176/SC1 (用語及び基本)	ISO9000
ISO/TC176/SC2 (品質マネジメントシステム)	ISO9001
ISO/TC176/SC3 (支援技術)	ISO19011
ISO/TC207 (環境管理)	
ISO/TC207/SC1 (環境マネジメントシステム)	ISO14001
ISO/TC207/SC2 (環境監査)	ISO19011
ISO/TC207/TCG (用語)	ISO14050
ISO/TC223 (社会セキュリティ)	ISO22300、ISO22301 (事業継続マネジメントシステム)、 ISO22323、 ISO/PAS22399
ISO/PC241 (道路交通安全マネジメント)	ISO39001
ISO/TC242 (エネルギーマネジメント)	ISO50001
ISO/PC250 (イベントマネジメントの持続可能性)	ISO20121
ISO/PC251 (アセットマネジメント)	ISO55000、ISO55001 ISO55002
ISO/IEC/JTC1/SC27 (情報セキュリティ)	ISO/IEC27000 ISO/IEC27001
ISO MSS ではないが、関連する規格作成の WG	
ISO/CASCO (適合性評価)	ISO/IEC17021
ISO/TMB/リスクマネジメント WG	ISO31000
ISO/TMB/社会的責任(SR)WG	ISO26000

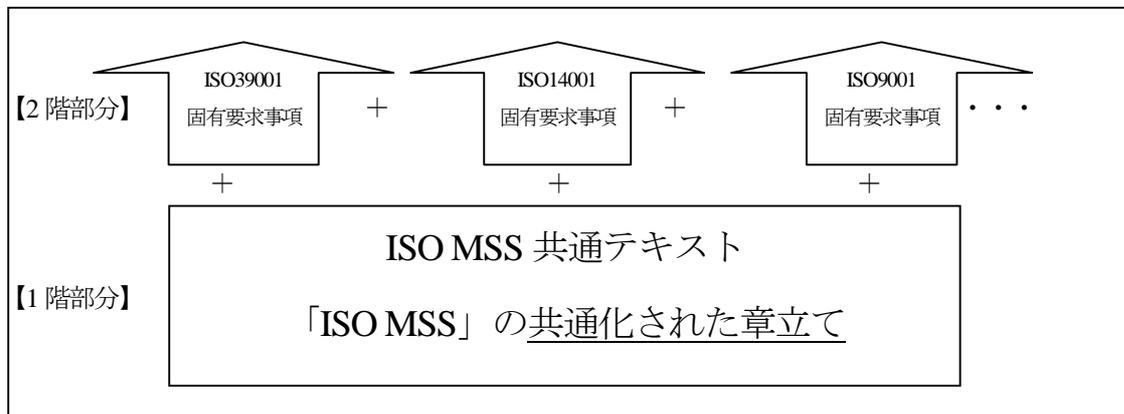
² ISO マネジメントシステム規格の整合化に関して (ISO/TMB/TAG13-JTCG の動向)、2012年5月8日、ISO/TMB/TAG 対応国内委員会事務局、http://www.jsa.or.jp/stdz/mngment/PDF/mns_4.pdf

(図表3) ISO MSS 共通テキストの章構成¹

序文	7 支援
1 適用範囲	7.1 資源
2 引用規格	7.2 力量
3 用語及び定義	7.3 認識
4 組織の状況	7.4 コミュニケーション
4.1 <u>組織及びその状況の理解 (外部及び内部の課題を決定)</u>	7.5 文書化された情報
4.2 <u>利害関係者のニーズ及び期待の理解</u>	7.5.1 一般
4.3 <u>XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定</u>	7.5.2 作成及び更新
4.4 XXX マネジメントシステム	7.5.3 文書化された情報の管理
5 リーダーシップ	8 運用
5.1 <u>リーダーシップ及びコミットメント</u>	8.1 運用の計画及び管理
5.2 方針	9 パフォーマンス評価
5.3 組織の役割、責任及び権限	9.1 監視、測定、分析及び評価
6 計画	9.2 内部監査
6.1 <u>リスク及び機会への取り組み</u>	9.3 <u>マネジメントレビュー (外部及び内部の課題の変化を考慮)</u>
6.2 XXX 目的及びそれを達成するための計画策定	10 改善
	10.1 不適合及び是正処置
	10.2 継続的改善

注：「XXX」は、「品質」「環境」「道路交通安全」「食品安全」等を意味する。以下同様。

(図表4) 今後のISO MSS 規格の構造³



(インターリスク総研にて作成)

³ CSR 経営の“リスクと機会”に関する最新動向、新エターナル第28号、2012年8月1日発行、http://www.irric.co.jp/risk_info/eternal/pdf/new_eternal_no28.pdf

2. ISO14001 改訂版の主要な変更点

(図表 3) の ISO MSS 共通テキストの章構成において、ISO14001 改訂版に特に影響を及ぼすものと考えられる要求事項を太字下線で示してありますが、以下にそのポイントを説明します。

(1) 4.1 組織及びその状況の理解

4.1 組織及びその状況の理解¹

組織は、組織の目的に関連し、かつ、その XXX マネジメントシステムの**意図した成果(the intended outcome(s))**を達成する組織の能力に影響を与える、**外部及び内部の課題を決定**しなければならない。

「**意図した成果**」及び「**外部及び内部の課題を決定**」は、現在の ISO14001 : 2004 年版にはない要求事項です。環境マネジメントシステムを構築運用する際の「**意図した成果**」は、例えば環境方針・環境目的の達成や、後述の「**外部及び内部の課題**」「**利害関係者のニーズ及び期待**」「**リスク及び機会**」等への適切・的確な対応が挙げられます。なお、規格本文冒頭の「4.1」に「意図した成果の達成」、そして規格後半の「9.1 監視、測定、分析及び評価」や「9.3 マネジメントレビュー」でも「パフォーマンス (測定可能な結果)」を重視するテキストとなっていることから、ISO14001 改訂版は従来以上に結果重視の環境マネジメントシステムになると予想します。

次に「**外部及び内部の課題を決定**」に関連して、ISO14001 : 2004 年版の「4.6 マネジメントレビュー」では、「変化している周囲の状況」という考慮事項がありますが、ISO MSS 共通テキストの「9.3 マネジメントレビュー」においては、この「**外部及び内部の課題の変化**」に差し替わっています。「**外部の課題**」の例示として、市場・顧客・金融機関による自社の評価、同業他社と対比した自社の現状等の経営課題に加え、電力不足や電気料金・原料代の高騰、環境法規制の強化等も想定されます。また「**内部の課題**」の例示として、エネルギー・原料コストの上昇や環境配慮製品の売上低迷等の経営課題に加え、温室効果ガスの削減未達、そして環境コンプライアンスや従業員の環境意識に課題があれば、それも「**内部の課題**」に該当すると想定します。なお「**外部及び内部の課題**」に経営課題が含まれるとした根拠は、後述の「(5) 5.1 リーダーシップ及びコミットメント」の通り ISO14001 改訂版は『経営戦略的な環境マネジメントシステム』を指向しているためです。この「**外部及び内部の課題を決定**」は、後述の「4.3 XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定」において重要な考慮事項になっています。

(2) 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解¹

組織は、次の事項を決定しなければならない。

- － XXX マネジメントシステムに関連する利害関係者
- － その利害関係者の要求事項

現在の ISO14001 : 2004 年版では、「4.3.3 目的、目標及び実施計画」において、目的・目標策定の考慮事項として「利害関係者の関心」が盛り込まれています。しかし ISO MSS 共通テキストの章構成においては、独立した一項目 (箇条) として「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」が設けられ、やはり後述の「4.3 **XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定**」において重要な考慮事項になっています。また前述の通り ISO14001 : 2004 年版では、目的・目標策定の考慮事項として位置付けられていることから、ISO14001 改訂版でもやはり同様に目的策定の考慮事項になるのではないかと予想します。

なお ISO26000 (社会的責任の手引) においても、ステークホルダーを重要視する傾向⁴にあるため、ISO14001 改訂版にもその概念がより明確に盛り込まれることとなります。

⁴ ISO26000 (社会的責任の手引) を活用した自社の環境マネジメントの棚卸し、新エターナル25号、インターリスク総研、2011年9月、http://www.irric.co.jp/risk_info/eternal/pdf/new_eternal_no25.pdf

(3) 4.3 XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定

4.3 XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定¹

組織は、XXX マネジメントシステムの適用範囲を定めるために、その境界及び適用可能性を決定しなければならない。

- － 4.1 に規定した外部及び内部の課題
- － 4.2 に規定した要求事項（筆者注：利害関係者のニーズ及び期待の理解）
（以下割愛）

この要求事項は、現在の ISO14001：2004 年版にはない要求事項です。なお ISO14001：2004 年度版の附属書 A の「A.1 一般要求事項」には、次のような記述があります。これは附属書での記述であり規格本文の要求事項ではありませんが、上記「4.3 XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定」の、「利害関係者のニーズ及び期待の理解」の一部に該当するものと考えます。

A.1 一般要求事項⁵

（中略）適用範囲を決定するとき、環境マネジメントシステムへの信頼性は、どのように組織上の境界を選択するかによって決まることに留意するとよい。もし組織の一部を環境マネジメントシステムの適用範囲から除外するならば、組織はその除外について説明できるようにするとよい。（以下割愛）

環境マネジメントシステムの適用範囲の決定は、ISO14001 改訂版において、規格ユーザーに多大な影響を与えるものと予想しますが、その理由については後述します。

(4) 「6.1 リスク及び機会への取り組み」

6.1 リスク及び機会への取り組み¹

XXX マネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、4.1 に規定する課題及び 4.2 に規定する要求事項を考慮し、次の事項に取り組む必要のあるリスク及び機会を決定しなければならない。

- － XXX マネジメントシステムが、その意図した成果を達成できることを確実にする。
- － 望ましくない影響を防止、又は軽減する。
- － 継続的改善を達成する。

組織は、次の事項を計画しなければならない。

- a) それらのリスク及び機会への取り組み
- b) 次の事項を行う方法。
 - － その取り組みの XXX マネジメントシステムプロセスへの統合及び実施
 - － それらの取り組みの有効性の評価

この要求事項も、現在の ISO14001：2004 年版にはない要求事項です。参考文献 2 によれば、ISO MSS の共通要素には新たに「リスクの概念が導入。ISO31000（リスクマネジメント－原則及び視点）に規定するリスクの概念をベースに中核の定義を規定。ただし、マネジメントシステムごとに固有分野のリスク（例えば、環境リスク）を定めることも可能」とあります。

現在までの ISO14001 では、環境リスクと言えば例えば水質汚染リスクや土壌汚染リスク等ですが、に本要求事項を検討すると、後述の「(5) 「5.1 リーダーシップ及びコミットメント」」の通り ISO14001 改訂版は『経営戦略的な環境マネジメントシステム』を指向していることから、(図表 5) に例示した「事業（ビジネス）リスク」及び「事業（ビジネス）機会」も検討することが要求されるものと予想します。

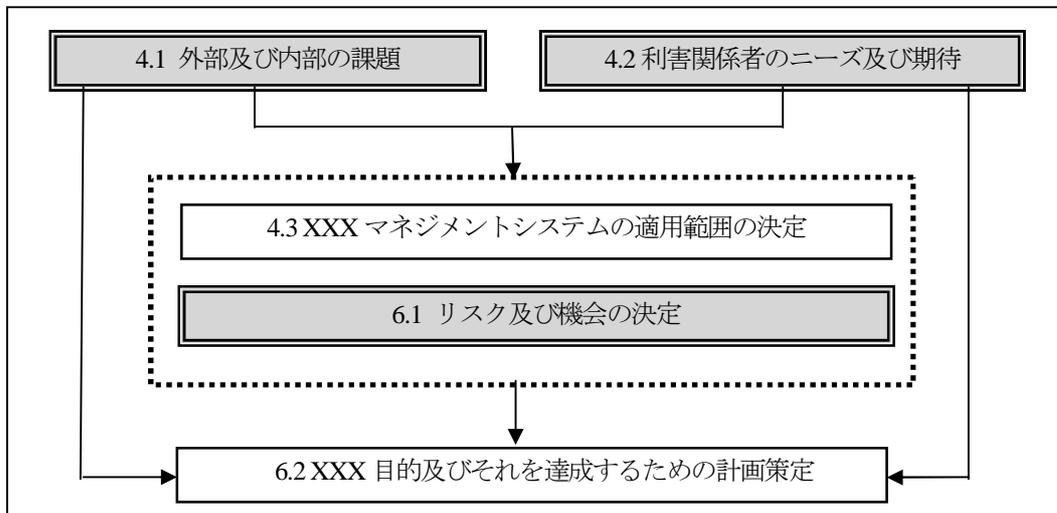
⁵ 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引、JIS Q 14001:2004(ISO14001:2004)

(図表5) 「事業 (ビジネス) リスク」 及び 「事業 (ビジネス) 機会」 の例示³

事業 (ビジネス) リスク	●資源調達 2010 年、国際環境保護団体グリーンピースは、欧州の大手食品メーカーA 社のパーム油調達先である B 社のボルネオにおける違法伐採等の開発実態を報告。不買運動の一環として、A 社商品を題材としたネガティブ・キャンペーンビデオがネット上で公開され、世間の A 社商品に対する批判が高まった。 <hr/> ●資源開発 欧州の多国籍鉱山企業である C 社が、インドの Niyamgiri でボーキサイトの採掘を計画。しかし採掘現場が山岳民族の生活する場所であることが判明し、国際 NGO 等の関与により反対運動が全世界に拡大。その結果 2010 年、インドの環境森林省は当該地域の採掘を禁止。
事業 (ビジネス) 機会	○エネルギー利用と物流の効率化 D 社は、容器・包装の軽量化とトラック運送ルート最適化により、商品輸送量を増やしながら年間 2 億ドルのコスト削減を実現。 <hr/> ○資源利用の効率化 E 社は、最大の生産拠点における水資源使用量を 10 億ガロン削減することを通じて、400 万ドルのコストを削減。

以上に述べた ISO MSS 共通要素「4 組織の状況」及び「6 計画」の ISO14001 : 2004 年版にはない新しい要求事項の関係を図示すると、(図表 6) の通りになります。網掛けをした「外部及び内部の課題」「利害関係者のニーズ及び期待」及び「リスク及び機会の決定」が、ISO MSS 共通要素の、そして ISO14001 改訂版の新たな重要なキーワードになります。

(図表 6) ISO MSS 共通要素「4 組織の状況」及び「6 計画」のフロー



(インターリスク総研にて作成)

(5) 「5.1 リーダーシップ及びコミットメント」

5.1 リーダーシップ及びコミットメント¹

トップマネジメントは、次に示す事項によって、XXX マネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証しなければならない。

(中略)

—XXX 方針及び XXX 目的を確立し、それらが組織の戦略的な方向性と両立することを確実にする。

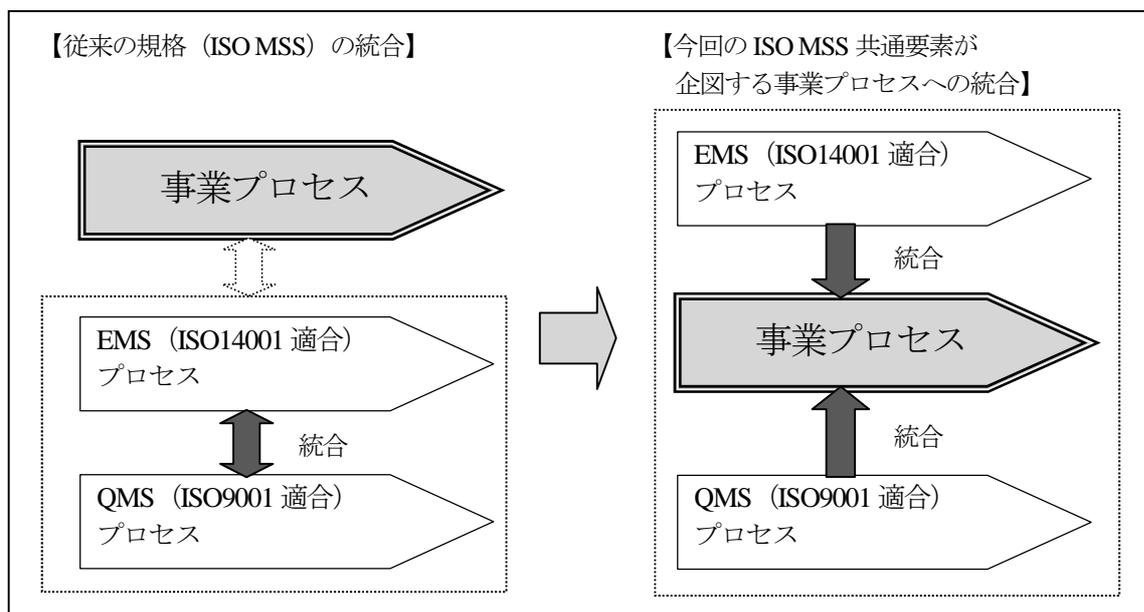
—組織の事業プロセスへの XXX マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。

(中略)

注記 この規格で「事業(business)」という場合、それは、組織の存在の目的の中核となる活動という広義の意味で解釈することが望ましい。

上記の「XXX 方針及び XXX 目的を確立し、それらが組織の戦略的な方向性と両立」、「組織の事業プロセスへの XXX マネジメントシステム要求事項の統合」及び注記の「“事業(business)”という場合、それは、組織の存在の目的の中核となる活動という広義の意味」は、現在の ISO14001 : 2004 年版にはない要求事項と注記です。このことを図示すれば、(図表 7) の通りで、つまり複数の ISO MSS の統合もありますが、ISO MSS 共通要素が企図する統合とは、まさに(図表 7) の右側であり、事業プロセス、即ち本業そのものへの統合を意味しており、この点が ISO14001 改訂版の最大のポイントと言えるでしょう。以上から ISO14001 改訂版は『経営戦略的な環境マネジメントシステム』を指向していると考えます。

(図表 7) 従来の規格 (ISO MSS) の統合と
今回の ISO MSS 共通要素が企図する事業プロセスへの統合の違い⁶



(参考文献 6 をインターリスク総研で再構成)

⁶ 合同会社グリーンフューチャーズ吉田敬史社長 EMS に関する国内動向への対応を説く、アイソス No.177 2012 年 8 月号

(6) ISO/TC207（環境管理）スタディグループが推奨する 11 項目の検討テーマ

ISO14001 改訂版の策定に向け、ISO MSS 共通要素以外の ISO14001 固有の検討テーマとして、ISO/TC207 のスタディグループが（図表 8）に示す 11 項目を挙げています。

（図表 8）ISO/TC207 のスタディグループが推奨する 11 項目の検討テーマ⁷

1	持続可能性と社会的責任の一部としての EMS（環境マネジメントシステム）
2	EMS と環境パフォーマンス（の改善）
3	EMS と法的及びその他外部要求事項の順守
4	EMS と全体的な（戦略的な）事業のマネジメント
5	EMS と適合性評価
6	EMS と小規模組織の取り込み
7	EMS とバリューチェーン／サプライチェーンにおける環境影響
8	EMS とステークホルダーエンゲージメント
9	EMS と並行する又は部分的なシステム（GHG（温室効果ガス）、エネルギー等）
10	EMS と外部コミュニケーション（製品情報を含む）
11	国際的・国家的な政策アジェンダにおける EMS の位置付け

特に（図表 8）で網掛けをした検討テーマから、同じ ISO 規格で「ステークホルダー重視」及び「バリューチェーン／サプライチェーンの取り組みを重視」している ISO26000（社会的責任の手引）との連携強化やより確実な整合を図ることを標榜していることが読み取れます。

3. ISO14001 改訂版が規格ユーザーに与える影響

以上、ISO14001 改訂版の主要な変更点のポイントを考察いたしました。これらを受けて ISO14001 改訂版が規格ユーザーに与えるに与える影響は、現時点において次の通りと予想します。

(1) 環境マネジメントシステムの適用範囲

製造業の場合、企業によっては環境負荷の高い工場毎に ISO14001 の認証取得をしているケースが比較的多い現状にあります。しかし『経営戦略的な環境マネジメントシステム』を指向する ISO14001 改訂版の場合、本社と比較すれば経営判断の裁量が制約される工場毎に ISO14001 を取得することは、ISO14001 改訂版の意図とは多少かけ離れたものになってしまうかも知れません。もちろんケースバイケースですので、ISO14001 改訂版発行後の工場単独の ISO14001 認証取得を否定するものではありませんが、出来れば本社機能を頂点に、主要な工場もその傘下に位置付けた全社を適用範囲とする方が好ましいと言えるでしょう。

非製造業の場合も、本社部門を適用範囲に含めるべきであるという点は同様ですが、製造業と異なり、環境負荷が比較的小さい支店や店舗をどこまで適用範囲に含めるべきかどうかは、まさに新たな要求事項である「4.1 外部及び内部の課題」及び「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」や業種特性等も踏まえ個別に再検討すべきと考えます。

⁷ ISO14001 改正審議スタート MSS 共通要素と推奨事項を盛り込む、ISO/TMB/TAG-JTCG 及び TC207/SC1/WG5 エキスパート 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 環境・エネルギー部 副主任研究員、奥野 麻衣子、アイソス No.177、2012 年 8 月

(2) ISO14001 所管・共管部門の在り方

ISO14001 改訂版は、『経営戦略的な環境マネジメントシステム』を指向しているため、所管・共管部門についても検討すべきと考えます。例えば製造業の場合、従来の公害管理・環境管理の経緯から、ISO14001 の主管部は本社では環境部・環境管理部等のケースが多いと言えます。しかし今後は、全社の事業戦略策定を担う経営企画部や社長室、場合によっては環境配慮製品の販売戦略を担うマーケティング部門、及びサプライチェーンを所管する購買部等も ISO14001 の運営に強く関与すべきと考えます。以上のことは非製造業においても同様で、例えば経費削減の観点から総務部が ISO14001 の運営を主管している場合も、やはり経営企画部や社長室及びマーケティング部門等の参画が重要になると考えます。

(3) 環境マネジメントシステムは意図した成果をあげているか？

ISO14001 は 1996 年に初めて発行し、わが国でも数多くの企業や組織が第三者認証を取得して規格ユーザーも多岐に亘ります。しかしながら規格発行当初は、第三者認証取得が主目的となり、同規格への“適合性”のみが重視されていた時期もあったと言われていました。しかし ISO14001 : 2004 年版の改訂を経て、また 2008 年 7 月、経済産業省が「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」を公表して認証機関に「有効性審査⁸の徹底」を促すなど、現在では環境マネジメントシステムの“有効性”、つまり「4.1 組織及びその状況の理解」の「意図した成果をあげているか？」に関心が高まっています。

更に、ISO14001 改訂版は ISO26000 (社会的責任の手引) との連携強化が図られますが、その ISO26000 の「環境課題」には、益々深刻化しかつ複雑化する「①汚染の予防」「②持続可能な資源の利用」「③気候変動の緩和及び適用」「④環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復」の 4 項目の「環境課題」が挙げられています。

言うまでもなく ISO MSS は「ツール」であり、その達成責任は (当然のことながら) 規格ユーザーに課せられています。結果重視で『経営戦略的な環境マネジメントシステム』を指向する ISO14001 改訂版の意図を踏まえ、規格ユーザーは ISO14001 を如何に活用して様々な「環境課題」に関する「意図した成果」をあげていくのか再考することが求められることになります。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。
環境リスクを、企業経営リスクとして捉える環境リスクマネジメント・コンサルティングを実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 コンサルティング第一部 (環境G)
TEL.03-5296-8913 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の環境 CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/©株式会社インターリスク総研 2012

⁸ 認証審査において、企業のマネジメントシステムが、規格に適合しているだけでなく、有効に機能しているかどうかを、パフォーマンスが向上しているかどうかで判断すること。